

国家的プロジェクトとしての南海地震対策の推進

提案・要望先 内閣府・消防庁・文部科学省・総務省

提案・要望の要旨

地震防災戦略(平成17年3月中央防災会議決定)に掲げた減災目標が達成されるよう、特に、被害の軽減効果が大きい、津波からの避難対策と揺れからの建物の耐震化対策について、地方の取り組みを重点的に支援すること

提案・要望の具体的内容

【現状及び課題】

- ・次の南海地震で想定される死者数約9,600人(県独自の試算)のうち約7割が津波によるもの、約2割が建物倒壊によるものとなっており、被害を軽減するためには、「津波からの避難対策」と「揺れからの建物の耐震化対策」が不可欠です。
- ・本県では、強い揺れの後、すべての沿岸地域に30分以内に津波が来襲するため、自主防災組織を主体に、津波避難計画やハザードマップを作成するなど津波から逃げる対策を進めていますが、津波避難困難地域では、新たな津波避難施設(津波避難ビルを含む)の確保が必要となっています。
- ・本県では、県有建築物の耐震化実施計画(平成19年2月策定)に基づき、計画的に耐震化を進めるとともに、併せて、公立小中学校や幼稚園の耐震補強に対する県単独の助成制度を創設し、耐震化の取り組みを支援しています。耐震改修を促進するためには、施設所有者の費用負担を軽減することが不可欠ですが、国の支援制度は、施設の種別や地域によって、活用できる補助制度に違いがあります。

【具体的要望内容】

津波避難困難地域において、津波避難ビルの避難機能の整備や、新たな津波避難施設の整備が進められるよう、必要な支援制度の創設を図ること。災害時に救助・救出の活動拠点や避難場所となる施設などの耐震化が促進されるよう

- 地震防災対策特別措置法による地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業に係る財政上の特別措置の範囲の拡大と補助率の嵩上げ等財政支援措置の拡充を図ること。特に、公立小中学校の耐震化については、東海地震並の財政支援が受けられるよう見直しを図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 公共施設等耐震化事業について、対象期間を延長するとともに、財政支援措置の拡充と対象事業の拡大を図ること。

【高知県担当課室】危機管理部地震・防災課